

GLOBAL X

使用開始日 2025年9月4日

投資信託説明書(交付目論見書)

グローバルX インド・トップ10+ ETF

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

Global X Japan株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3174号

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先

ホームページ

<https://globalxetfs.co.jp/>

受付時間 営業日の午前9時から午後5時まで

03-5656-5274

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	ETF	インデックス型	株式一般	年2回	アジア	なし	その他 (Mirae Asset India Select Top 10+ Index (配当込み、円換算ベース))

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<https://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名 Global X Japan株式会社

設 立 年 月 日 2019年9月2日

資 本 金 25億円

運用する投資信託財産の
合 計 純 資 産 総 額 4976億75百万円

(2025年6月末現在)

- 本文書により行なう「グローバルX インド・トップ10+ ETF」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月3日に関東財務局長に提出しており、2025年9月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。



ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をMirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

インドの金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および店頭登録予定を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)、インドの株価指数を対象とした先物取引、インドの株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み)を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。

- 信託財産の規模、または制度上の理由によりインドの株式への投資ができない場合にはETF(上場投資信託証券)に投資するとともに、株価指数先物取引を利用します。
- 効率的な運用を行なう目的で、ETF(上場投資信託証券)、株価指数先物取引を利用することができます。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをおいいます。)を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

Mirae Asset India Select Top 10+ Indexについて

- Mirae Asset India Select Top 10+ Indexは、Mirae Asset Global Index Private Limitedが開発したインドを代表する企業15社で構成される株式インデックスです。
- ボンベイ証券取引所(BSE)に上場している1日平均売買代金200万米ドル以上の銘柄をユニバースとし、以下に挙げる9つのセクターにおいて時価総額上位2位に入る銘柄を組入候補銘柄とします。
*対象セクター
金融、情報技術、一般消費財・サービス、生活必需品、コミュニケーション・サービス、エネルギー、素材、資本財サービス、ヘルスケア
- 組入候補銘柄の中から各セクターで時価総額1位の銘柄を選定します。加えて、上記以外の組入候補銘柄の中から時価総額の大きい順に15銘柄になるまで選定し、合計15銘柄が指数構成銘柄となります。
- 各銘柄は浮動株調整後時価総額加重により構成比率が決定されます(ただし、1銘柄あたり最大8%。)。
- 原則として毎年6月および12月の第三金曜日に指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※「Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み、円換算ベース)」は、Mirae Asset Global Index Private Limitedが算出する「Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み)」のインドルピー建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したものです。

※「Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み)」を以下「対象株価指数」という場合があります。

ファンドの目的・特色

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

● 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口単位です。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

● 追加設定は、現金により行ないます。

- ・追加設定は2万5千口以上2万5千口単位となります。

● 解約請求により換金を行なうことができます。

- ・受益権をもって株式と交換することはできません。
- ・換金は2万5千口以上2万5千口単位となります。

● 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年6月10日および12月10日です。

(注)第1計算期間は、2024年12月10日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ・株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。



●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Mirae Asset India Select Top 10+ Index (配当込み)」を円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 投資対象であるETFの株式組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること
(ETFを利用した場合)
- (c) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (d) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (f) 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- (g) 株価指数先物取引およびETFと指数の動きの不一致(株価指数先物取引およびETFを利用した場合)
- (h) 株式、株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- (i) 株式、株価指数先物取引およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- (j) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (k) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- (l) 投資対象であるETFの配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること(ETFを利用した場合)

●指標の著作権等について

Mirae Asset Global Index Private Limitedが提供するインデックスまたはその他の製品もしくはサービスの公表および管理に関して提供する情報は、証券、金融商品、製品もしくは取引戦略の売買または保証、スポンサーシップもしくは推薦と見なすべきではない。Mirae Asset Global Indexは、いかなる状況または側面においても、そのインデックスまたはインデックス値を使用することから得られる情報または結果の正確性、適時性、完全性または適切性について、明示的にも黙示的にも、主張、予測、保証または確約を行わない。Mirae Asset Global Indexは、インデックスが正しく計算されるよう最善の努力を払う。本インデックスまたはその中に含まれるデータに関する商品性または特定目的もしくは使用への適合性に関する明示または默示の保証は一切行わず、また明示的にすべての保証を否認する。前記事項を制限することなく、Mirae Asset Global Indexは、いかなる場合にも、特別損害、懲罰的損害、間接損害または派生的損害(逸失利益を含む)について、当該損害の可能性について通知されていたとしても、一切責任を負わないものとする。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
為替リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

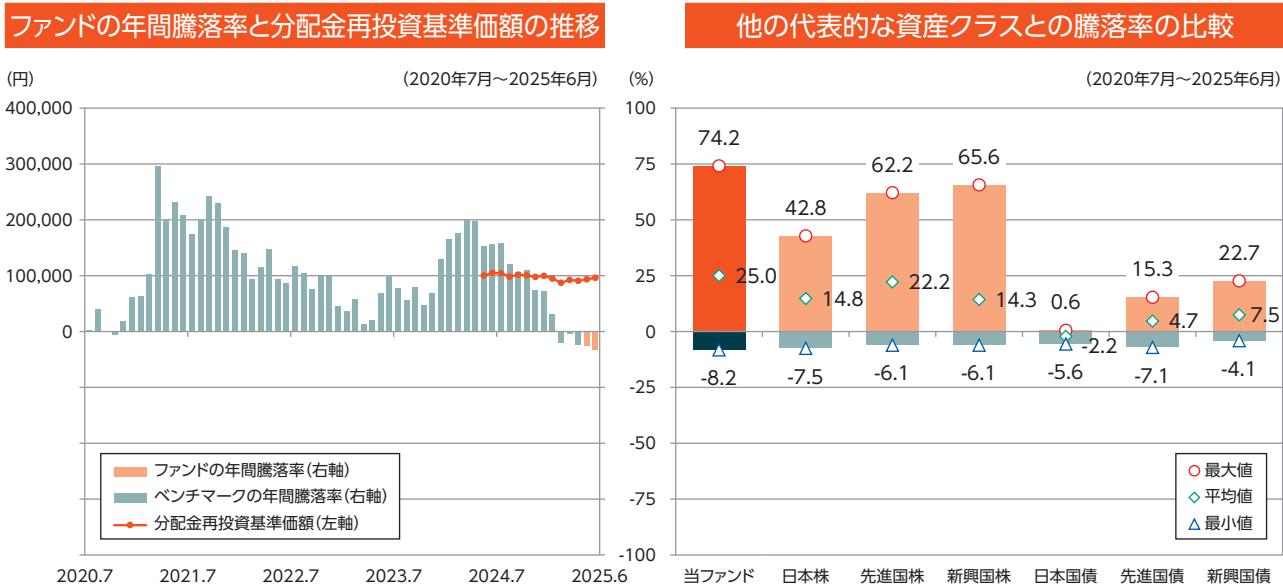
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドにおける、非居住者による株式の売却益(キャピタル・ゲイン)に対する税負担等が、基準価額に影響を与える可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株 : Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
 先進国株 : Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
 新興国株 : Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
 日本国債 : Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
 先進国債 : Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
 新興国債 : Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

グローバルX インド・トップ10+ ETF

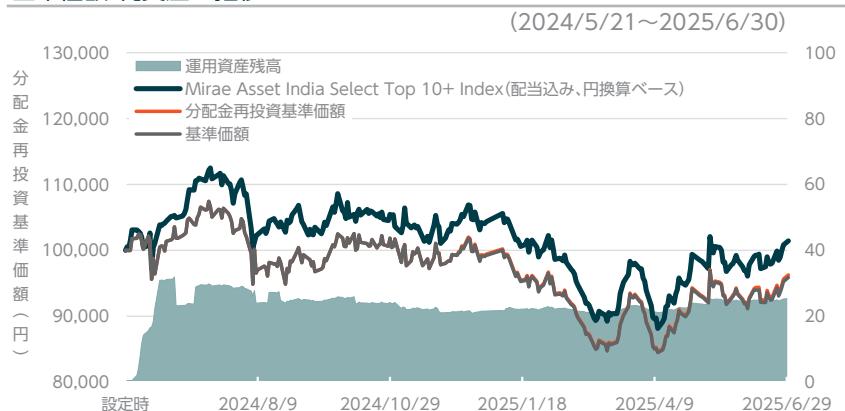


● グローバルX インド・トップ10+ ETF

2025年6月30日現在

基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



パフォーマンス

	1ヶ月	年初来	1年	3年	設定来
基準価額	+2.78%	-3.61%	-8.59%	----	-4.13%
分配金再投資基準価額	+3.00%	-3.40%	-8.21%	----	-3.73%
Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み、円換算ベース)	+2.99%	-3.14%	-7.11%	----	+1.44%

組入上位10銘柄

BHARTI AIRTEL LTD	6.58%	LARSEN & TOUBRO LTD	6.13%	合計:60.38%
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	6.37%	INFOSYS LTD	6.00%	
RELIANCE INDUSTRIES LTD	6.35%	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	5.97%	
HDFC BANK LIMITED	6.28%	HINDUSTAN UNILEVER LTD	5.79%	
ICICI BANK LTD	6.17%	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	4.74%	

対運用資産残高比

合計:60.38%

「分配金再投資基準額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。基準額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています。グラフ上のMirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み、円換算ベース)は、グラフの起点時の基準額に基づき指数化しています。表示されているパフォーマンスデータは過去のパフォーマンスを示しており、将来の成果を保証するものではありません。また値動きのある有価証券等に投資しますので、基準額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。短期間での高いパフォーマンスは一般的ではなく、投資者はそうしたパフォーマンスの再現を期待することはできません。

業種内訳



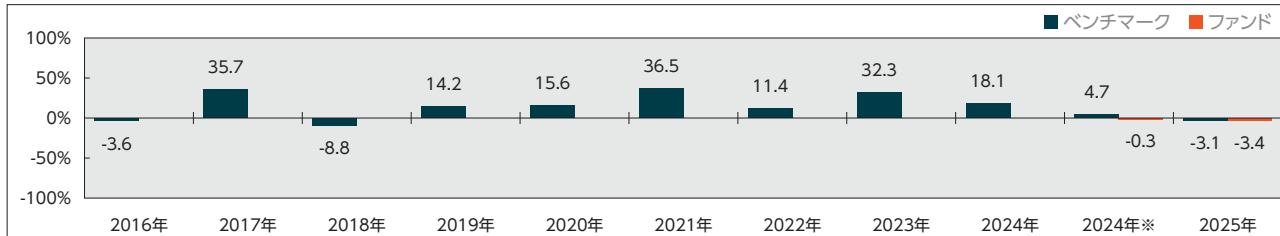
対運用資産残高比

● 金融	12.45%
● 情報技術	11.97%
● 一般消費財・サービス	11.05%
● エネルギー	9.01%
● 資本財・サービス	8.75%
● 素材	6.74%
● コミュニケーション・サービス	6.58%
● <u>生活必需品</u>	5.79%
● ヘルスケア	4.74%
● その他	22.92%

その他は現金及び現金同等物、ETFを含みます。

年間收益率の推移

当ファンドのベンチマークはMirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み、円換算ベース)です。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2024年3月は設定日(5月21日)から12月30日まで、2025年は6月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	2万5千口以上2万5千口単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり)
	購入方法	追加設定は現金により行ないます。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時	換金単位	2万5千口以上2万5千口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額(100口当たり)
	換金代金	換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。

申込について	申込受付中止日	<p>〈購入申込みの受付けの停止〉 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、購入申込みを受付けることがあります。</p> <p>1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2.ナショナル証券取引所(インド)および香港証券取引所の休業日と同じ日付の日 3.前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>〈換金申込みの受付けの停止〉 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、換金申込みを受付けることがあります。</p> <p>1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2.ナショナル証券取引所(インド)および香港証券取引所の休業日と同じ日付の日 3.前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p>
	申込締切時間	午後2時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	2025年9月4日から2026年3月3日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。 また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。



その他	信託期間	無期限(2024年5月21日当初設定)
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象株価指数が廃止された場合、対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了(償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が2万5千口を下ることになった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年6月10日および12月10日 (注)第1計算期間は、2024年12月10日までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信託金の限度額	1兆円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://globalxetfs.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	–
	課税関係	<p>課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。</p> <p>上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>配当控除の適用はありません。益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>※2025年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用											
	料率等	費用の内容									
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。									
信託財産留保額	0.1%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰り入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。									
換金時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の換金に関する事務等の対価です。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
	料率等	費用の内容									
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、次のイ.の額に口.の額を加算して得た額 イ.信託財産の純資産総額に年率0.4125%(税抜0.375%)以内(提出日現在は、年率0.4125%(税抜0.375%))を乗じて得た額 ロ.信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜50%))を乗じて得た額	運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。									
委託会社	配分については、下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。									
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)</th> <th>委託会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ.の額(税抜)*</td> <td>年率0.35%</td> <td>年率0.025%</td> </tr> <tr> <td>ロ.の額(口.の総額に対する比率で表示しています。)</td> <td>60%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>			〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社	イ.の額(税抜)*	年率0.35%	年率0.025%	ロ.の額(口.の総額に対する比率で表示しています。)	60%	40%
〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社									
イ.の額(税抜)*	年率0.35%	年率0.025%									
ロ.の額(口.の総額に対する比率で表示しています。)	60%	40%									
※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。											
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。 ※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.05%以内を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%) 										

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売却時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
解約時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 解約時の差益(譲渡益)に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合

NISA(少額投資非課税制度)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。